

参議院大蔵委員会会議録第十四号

第四十回
会

昭和三十七年三月十三日(火曜日)
午前十時二十六分開会

酒類業中央
団体代表 石川弥八郎君

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
荒木 正三郎君
永末 英一君
市川 房枝君
大谷 賢雄君
岡崎 真一君
木暮 武太夫君
西川 甚五郎君
堀 未治君
成瀬 帷治君
木村 祐八郎君
原島 宏治君
大竹 平八郎君
須藤 五郎君
堀本 宜実君
村山 達雄君
坂人 長太郎君
吉田 二郎君

委員

政府委員
大蔵政務次官
大蔵省主税局長
事務局側
常任委員
会専門員
説明員
参考人
局總務課長
映画産業団体
連合会会長
三菱電機株式
会社取締役
石川 辰雄君

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから
委員会を開きます。
本日は、午前中、入場税法の一部を
改正する法律案、物品税法案及び酒税
法等の一部を改正する法律案について
参考の方々から御意見を拝聴し、午
後は、きのう付託されました法律案の
提案理由の説明を、引き続して所得税
法の一部を改正する法律案と入場税法
の一部を改正する法律案の質疑を行な
うことといたしたいと存じます。

参考人の方々に一言ごあいさつを申
し上げます。本日は御多用中のところ
御出席をいただき、まことにありがと
う存じます。審査の時間の関係上、お
一大体十五分程度で順次御意見をお
述べ願いましたあとで、委員の質疑に
お答え願えれば幸いと存じます。
では、まず入場税法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

参考人の方々に一言ごあいさつを申
し上げます。本日は御多用中のところ
御出席をいただき、まことにありがと
う存じます。審査の時間の関係上、お
一大体十五分程度で順次御意見をお
述べ願いましたあとで、委員の質疑に
お答え願えれば幸いと存じます。

参考人の方々に一言ごあいさつを申
し上げます。本日は御多用中のところ
御出席をいただき、まことにありがと
う存じます。審査の時間の関係上、お
一大体十五分程度で順次御意見をお
述べ願いましたあとで、委員の質疑に
お答え願えれば幸いと存じます。

○本日の会議に付した案件
(内閣送付、予備審査)
○物品税法案(内閣送付、予備審査)
○酒税法等の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○外国人等の国際運輸業に係る所得に
対する相互主義による所得税等の非
課税に関する法律案(内閣提出)

る法律案について城戸参考人からお願
いいたします。

○参考人(城戸四郎君)

私、城戸でござ
ります。

意見を申し述べさせていただきます。

入場税に関しましては、各般にわ
ざいます。御指名によりまして参考の
意見を申し述べさせていただきます。

入場税に関しましては、各般にわ
ざいます。御指名によりまして参考の
意見を申し述べさせていただきます。

入場税に関しましては、各般にわ
ざいます。御指名によりまして参考の
意見を申し述べさせていただきます。

私、城戸でござ
ります。

意見を申し述べさせていただきます。

意見を申し述べさせていただきます。

意見を申し述べさせていただきます。

に、自然映画の社会性の重要性が認め
られまして、あらゆる点において、い
い悪いにかかわらず、その影響力の甚
大なることを考慮して、税金に対する
考え方が変わって参りました。

しかし、本質的に申し上げますと、
この税金なるものは興行税から出発し
ておるのであります。いわゆる興行者
にかけるところの税金である興行税
だ。ところが、それがだんだん変わり
ました。観覧税、そして大衆の代弁を
するんだという意味において今日の入
場税ということに相なり、これも国税
として課せられ、また地方税になり、
さらに国税になるというような、非常
に今日までに変化を来たしたのであり
ます。その変化を來たし、いろいろ名
称が変わったゆえんのものは、要する
に、この映画を通じて取るところの入
場税が比較的の税収に大きな貢献をする
ときには、映画に対しては無税でござ
います。米国は一ドル以上に対してわず
かにかけております。フランス、イタ
リアのごときは、入場税を取りま
し、さらにはそれを優秀なる映画、ある
いは設備、その他いろいろな意味にお
いて、これが発達を助成する意味にお
ります。しかし、日本におきまして
は、本来映画の初期におきまして、非
常に好ましからざる映画が当初出たと
いうような関係からして、やや禁止的
な立場になりますというと、ほんんど人が
ほとんどが変わったごとくに、いわ
ゆる徴税一本というものにしばられま
して、そしてややもすると、映画のい
ろいろなものに及ぼす影響といふこと
に対しましてはほとんど無関心であ
る。われわれはこの際、映画の社会性

の向上というのに賛せんという気持
を持っておられるにもかかわらず、そ
うものに対する援助、助成、考慮とい
うものがいかにも払われていないよう
に感ずるのであります。たとえば大衆
に非常に必要である、あるいは宣伝で
あるといふような関係から、無料で大
衆に見せる。つまり無料入場料をもつ
て、入場料なしで大衆に呼びかけると
いう場合におきましても、これをみな
して課せられ、また地方税となり、
さらに国税になるというような、非常
に今日までに変化を來たしたのであり
ます。その変化を來たし、いろいろ名
称が変わったゆえんのものは、要する
に、この映画を通じて取るところの入
場税が比較的の税収に大きな貢献をする
ときには、映画に対しては無税でござ
います。米国は一ドル以上に対してわず
かにかけております。フランス、イタ
リアのごときは、入場税を取りま
し、さらにはそれを優秀なる映画、ある
いは設備、その他いろいろな意味にお
いて、これが発達を助成する意味にお
ります。しかし、日本におきまして
は、本来映画の初期におきまして、非
常に好ましからざる映画が当初出たと
いうような関係からして、やや禁止的
な立場になりますというと、ほんんど人が
ほとんどが変わったごとくに、いわ
ゆる徴税一本というものにしばられま
して、そしてややもすると、映画のい
ろいろなものに及ぼす影響といふこと
に対しましてはほとんど無関心であ
る。われわれはこの際、映画の社会性

の向上というのに賛せんという気持
を持っておられるにもかかわらず、そ
うものに対する援助、助成、考慮とい
うものがいかにも払われていないよう
に感ずるのであります。たとえば大衆
に非常に必要である、あるいは宣伝で
あるといふような関係から、無料で大
衆に見せる。つまり無料入場料をもつ
て、入場料なしで大衆に呼びかけると
いう場合におきましても、これをみな
して課せられ、また地方税となり、
さらに国税になるというような、非常
に今日までに変化を來たしたのであり
ます。その変化を來たし、いろいろ名
称が変わったゆえんのものは、要する
に、この映画を通じて取るところの入
場税が比較的の税収に大きな貢献をする
ときには、映画に対しては無税でござ
います。米国は一ドル以上に対してわず
かにかけております。フランス、イタ
リアのごときは、入場税を取りま
し、さらにはそれを優秀なる映画、ある
いは設備、その他いろいろな意味にお
いて、これが発達を助成する意味にお
ります。しかし、日本におきまして
は、本来映画の初期におきまして、非
常に好ましからざる映画が当初出たと
いうような関係からして、やや禁止的
な立場になりますというと、ほんんど人が
ほとんどが変わったごとくに、いわ
ゆる徴税一本というものにしばられま
して、そしてややもすると、映画のい
ろいろなものに及ぼす影響といふこと
に対しましてはほとんど無関心であ
る。われわれはこの際、映画の社会性

非常に資本がかかる、それと非常にアバランスになる。したがって、映画の配給収入に著しく混乱を来たし、その結果はややもすると映画製作者をして非常に低迷させるという現象に相なったわけでございます。

ことに、このテレビ発生以来、映画というものは確実に影響を受けております。片方は入场料を払う、片方は無料でスイッチを入れると同時に見れるのであります。そしてこのテレビをやっているのは、これはわれわれのひがみかもしませんが、新聞社だとが、その方面における有力者の提案がある関係か、あるいはテレビの本質上、政府は非常にこれに対して特段の補助を与えておりますが、映画においてはほとんどこの補助を与えられたことの事例がないのでございます。

たださえテレビの影響があるにもかかわらず、そういうようになるといふと、われわれは今転落して斜陽である

といふにとどまらず、今非常に破産の一歩手前まで転落しつつある。その一

方、健康的なレジャーというのも発達つつありますが、それと同時に、不健康にしてなおかつ非常にレジャー

といふか、なおかつ非常に大衆の关心をひいているものがございます。たとえばマージャン、競輪、パチンコのど

ときは一千億を超えるというような収入を得ておるということを特に御記願いたいと思うのであります。

しかも、映画というものは、今日に

おいては設備その他において非常に費用を要し、また労働者の待遇に対してもほかよりはるかに劣る。そういう

手段としては、大作によつてこれと対

抗するにあらざれば対抗し得ないといふ現状に対しまして、どうしてもわれわれは税金を免稅いたしまして、そうしてそれの余沢を受けて、そして映画の推進に資したいというのが、われわれの念願、希望でございます。した

がって、われわれは單に映画というものを免稅にしていただいて、それを直ちにわれわれのみの収入にするというのではなくて、大衆にもこれを還元するというような観点に立つて今日に至りました。今日議会その他、特に社会党、民社党におきましては、全面的反対ということに御支持願いまして、自民党ももとよりこれに対する認識を十分に持つていただいておりますが、ほとんどの全党をあげてわれわれの考えに對して、減稅なし撤廢に対して御了解を得、御支持を得て今日に至つては、まことに感謝にたえない次第でございます。

しかしながら、その大作をこしらえることは、われわれ業者といたしましては、まさに御支持願いまして、自民党ももとよりこれに対する認識を十分に持つていただきておりますが、ほとんどの全党をあげてわれわれの考えに對して、減稅なし撤廢に対して御了解を得、御支持を得て今日に至つては、まことに感謝にたえない次第でございます。

われわれとしては少なくとも減稅の半分はいただきたい。先ほど申し上げたような理由から、それをまる述べておられるところにはございませんが、これが映画の運営費となると、要するに、ものが安くなればお客様が来るのではないか、こういうふう認められるかのとき状態にあるに際しては、映画というものはいよいよ貿易になろうとし、また電気、電車賃、運輸などがややもすると値上げをいたします。

したがって、この大蔵省の要望に対しまして、われわれは先般来数次にわたつて協議をいたしました、これに対するは全面的の協力をしよう。しかし、われわれの苦勞であるということに対しましては、十分に当局が認識していたことを建前にして、われわれは全くことを建前にして、われわれは全く

離れて存在するものでないので、入场料は大衆が決するということに参ります。

どうか以上の点を十分に御考慮を願いまして、このたびの入场税改正に対するわれわれの意のあるところをお聞き下さいまして、今後の御参考に願いたいと思います。ありがとうございます。

どうか以上の点を十分に御考慮を願いまして、このたびの入场税改正に対するわれわれの意のあるところをお聞き下さいまして、今後の御参考に願いたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、物品税法案について、三愛電機の右川辰雄でございます。私は、電機工業会、電子機器工業会、電球工業会、電熱器工業会並びに冷凍機工業会という業界に属しておりますので、その業界を背景といたしました意見を申し上げさせていただきます。

このたびの間接税改正の一環といたしまして、物品税におきましても画期的な大改正を加えていたたけるように承知しております。これは昭和二十八

べきこのいわゆる半分を興行者及びわれわれ映画製作者に、残りの半分を大衆に還元するということをもつて、今非常に政府に対し主張しておるんでございます。

しかしながら、政府は、今日におきまして、依然として強くわれわれに要望するところのものは、今日政府はあるる点において低物価政策を用いておる。そして映画というものは非常に目立つ。だから、そういう意味においては、低物価政策に影響するところ大きいという考え方のもとに、これに協力してもらいたいというものが政府の要望、特に大蔵省の要望でございます。われわれといたしましては、低物価政策といふことが、いかに、今日自由経済の貿易になろうとし、また電気、電車賃、運輸などがややもすると値上げをいたします。

特に、一部の解釈としては、あるいことは、良心に誓つてそういうことは非常に不本意でございます。われわれとしては、あくまでもそういう態度でなく、私利のために入场料が上がるとの常習犯のごときことを言われるのは非常に不本意でございます。

と、われわれのほうは、やっておいたかがんになつたらすぐ元に戻りまつた。今日議会その他、特に社会党、民社党におきましては、全面的抗争をするにあらざれば対抗し得ないといふ現状に対しまして、どうしてもわれわれは税金を免稅いたしまして、そうしてそれの余沢を受けて、そして映画の推進に資したいというのが、われわれの念願、希望でございます。したがつて、われわれがいかに協力を申そえますか。入场税減税後は、これを全国映画館前に表示し、入场料金の安くなつたことを大衆に知らせます。

す」。これはわれわれがいかに協力を申そえますか。入场税減税後は、これを全国映画館前に表示し、入场料金の安くなつたことを大衆に知らせます。

年以来の十年ぶりの改正でございました。また私ども業界が多年懇望しておられましたことの第一歩が実現するという点におきまして、本委員会の委員各位の御配慮を初めとしたしまして、行政各方面の方々の消費者へのあたたかいお心づかいであると感謝いたえないとところでございます。

私は、三つの問題を申し上げたいと思います。第一は減税された品物について、第二は新しく課税をされた品物について、第三は将来への希望という3点でございます。

第一の、物品税の改正によりまして大衆物品の市場価格の上に減税が反映するかどうかという問題であります。が、これは税制改正の御趣旨が消費者の負担の軽減と合理化という点にあると承っておりますので、私どももそつくり減税額を小売価格に反映したい、そういう精神であります。一部特別の正当の理由あるものは若干、きわめて少数ございますが、そつくり減税されたものは小売価格に反映したいと思つておる次第であります。これは近代の経営理念から申しましても、企業といふものは常に社会とともにあり、社会に影響するところが非常に大きい、したがつて常に社会のためになるということを考えて行動しなければいかぬといふ私どもの信条から申しましても、この消費者の負担軽減のためになされた減税分を企業が中間において利益として取り込むということは、とうてい私どもの考え方得ざるところでございます。またま政府におかれまして、この点を配慮されまして、行政指導というものが行なわれておりますが、私ども業界は、これは全く適宜の処置である

と考えまして、こぞつてこれに賛意を表し、心からなる協力を示している次第でございます。

第二の問題の、新しく課税という問題につきましては、今回の物品税の改正によりますと、免税となりますものは五十九品目あるのですが、新たに課税の対象となるものは九品目ござります。これらは他の同種の被課税品目との均衡をかるための課税という御趣旨と承っておりますが、ただ、課税を受けたものの全額を小売価段に反映しないように、企業の原価低減努力に協力いたしたい、そのように考えておるものでございます。

第三の問題の、今後でございますが、今回の物品税改正の措置については、一般消費者も、また私どもの業界の者も、非常な喜びと贊意をもつてこれの実現を見守つているわけであります。しかしながら、改正の趣旨の一つであります物品税負担の均衡といふ点から見ますと、まだまだ均衡といふ点に大きな貢献をしておるわけでありまして、そのこと自体われわれは多分思ひますが、特に電気関係の製品は物品税に大きな負担をしておるわけでありますと、そういうものが外国から入ってくる。税が高いために大量生産できなくて、高い原価で低迷しているといふことがあります。また、販売の関係につきましては、製造のほうにおきましては、清酒の団体、合成酒の団体、卸酒販の組合、もう一つビール卸の組合、この八つを統合しているのでござります。

は国際競争にたえない「自由化」になりますと、そういうものが外國から入ってきたままで政府におかれまして、この点を配慮されまして、行政指導といふことが行なわれておりますが、私どもは全く適宜の処置である

れも輸出の大きな部分を負担しておりますのでございますから、そういう意味で、電気製品につきましてはさらに国際競争力を養い得るような御配慮をいたさないといふことであります。このたびのような善政、よい政治に対しましては、十分国民の声にも耳を傾けていただきまして、税率も、ひとしからざるを憂うという人心把握の要諦にかんがみまして、国家の予算の許す限りに課税の対象となるものは九品目ござります。これらは他の同種の被課税品目との均衡をかるための課税といふ御趣旨と承っておりますが、ただ、課税を受けたものの全額を小売価段に反映しないように、企業の原価低減努力に協力いたしたい、そのように考えておるものでございます。

以上をもちまして、私の物品税の報告を終わります。

○委員長(柳橋小虎君) 次に、酒税法等の一部を改正する法律案について、酒類業中央団体の代表の石川参考人にお願いいたします。

○参考人(石川弥八郎君) 私、酒類業中央団体の代表といたしまして、参考意見を申し上げたいと存じます。

酒類業中央団体と申しますのは、御承知のとおり、酒類業組合法の規定に基づきまして組織をしております酒造組合あるいは酒販組合の全国団体の連合組織でございまして、本日私が申し上げますのは、その連合体、八つございます。特に電気関係の製品は物品税に大きな貢献をしておるわけでありますと、そういうものが外國から入ってきて、税が高いために大量生産できなくて、高い原価で低迷しているといふことがあります。また、販売の関係につきましては、製造のほうにおきましては、清酒の団体、合成酒の団体、卸酒販の組合、もう一つビール卸の組合、この八つを統合しているのでござります。

は、昭和三十七年三月十三日 [参議院] 第五部 大蔵委員会会議録第十四号

今回、酒税法の一部改正の法律案が国会に出されまして、御審議を賜わっております由でございまして、私どもも御配慮をいたしまして、まことに感謝いたさない次第でございます。御承知のとおり、私どもの団体は大蔵省の管轄とおり、大蔵省の管轄において毎年物品税の軽減改正是年にございますために、製造の方法等にたゞのような善政、よい政治に対しましては、十分国民の声にも耳を傾けていただきまして、税率も、ひとしからざるを憂うという人心把握の要諦にかんがみまして、国家の予算の許す限りに課税の対象となるものは九品目ござります。これらは他の同種の被課税品目との均衡をかるための課税といふ御趣旨と承っておりますが、ただ、課税を受けたものの全額を小売価段に反映しないように、企業の原価低減努力に協力いたしたい、そのように考えておるものでございます。

以上をもちまして、私の物品税の報告を終わります。

○委員長(柳橋小虎君) 次に、酒税法等の一部を改正する法律案について、酒類業中央団体の代表の石川参考人に

お願いいたします。

酒類業中央団体と申しますのは、御承知のとおり、酒類業組合法の規定に基づきまして組織をしております酒造組合あるいは酒販組合の全国団体の連合組織でございまして、本日私が申し上げますのは、その連合体、八つござります。特に電気関係の製品は物品税に大きな貢献をしておるわけでありますと、そういうものが外國から入ってきて、税が高いために大量生産できなくて、高い原価で低迷しているといふことがあります。また、販売の関係につきましては、製造のほうにおきましては、清酒の団体、合成酒の団体、卸酒販の組合、もう一つビール卸の組合、この八つを統合しているのでござります。

は、昭和三十七年三月十三日 [参議院]

三

今回、酒税法の一部改正の法律案が国会に出されまして、御審議を賜わっております由でございまして、私どもも御配慮をいたしまして、まことに感謝いたさない次第でございます。御承知のとおり、私どもの団体は大蔵省の管轄とおり、大蔵省の管轄において毎年物品税の軽減改正是年にございますために、製造の方法等にたゞのような善政、よい政治に対しましては、十分国民の声にも耳を傾けていただきまして、税率も、ひとしからざるを憂うという人心把握の要諦にかんがみまして、国家の予算の許す限りに課税の対象となるものは九品目ござります。これらは他の同種の被課税品目との均衡をかるための課税といふ御趣旨と承っておりますが、ただ、課税を受けたものの全額を小売価段に反映しないように、企業の原価低減努力に協力いたしたい、そのように考えておるものでございます。

以上をもちまして、私の物品税の報告を終わります。

○委員長(柳橋小虎君) 次に、酒税法等の一部を改正する法律案について、酒類業中央団体の代表の石川参考人に

お願いいたします。

酒類業中央団体と申しますのは、御承知のとおり、酒類業組合法の規定に基づきまして組織をしております酒造組合あるいは酒販組合の全国団体の連合組織でございまして、本日私が申し上げますのは、その連合体、八つござります。特に電気関係の製品は物品税に大きな貢献をしておるわけでありますと、そういうものが外國から入ってきて、税が高いために大量生産できなくて、高い原価で低迷しているといふことがあります。また、販売の関係につきましては、製造のほうにおきましては、清酒の団体、合成酒の団体、卸酒販の組合、もう一つビール卸の組合、この八つを統合しているのでござります。

は、昭和三十七年三月十三日 [参議院]

三

に質疑のある方は、順次、御発言を願っています。

○木村禰八郎君 入場料の問題についてお伺いしたいのです。

城戸さんの公述の御意見、非常にごもっともと思うのです。最近の映画界の実情も、私いろいろと私から多少私も聞いております。これは非常な入場税は衆謀税ですか

ら、私どもこれは全廃すべきだ。ことに、今度入場譲与税が廃止されて国税に移管されたわけです。だから、これは私は撤廃するのにいい時期だと思うのです。財源関係から見まして、最近自然増収が非常に多いのです。三十六年度でもまだ約二千億円も自然増収があるのですから、だから、入場税を撤廃したからって、私は財源に困らぬ

そこで、お伺いしたいのは、先ほど、今度の入場税の引き下げ分の半分を大体興行主のほうに割愛してもらいという御意見があつたのですが、先ほど政府の低物価政策に協力する、そうして善処するというお話をでした。が、その善処ということは、入場税の引き下げ分で入場料金の引き下げを行なう、こういう意味なんだとあります。

○参考人(城戸四郎君) そこは非常にデリケートなところでございますが、本來われわれは税の撤廃を申し出たところ、その結果約一律割というものの減税に落ちつきそなうで、申し上げますと、本当に陳情いたしまして、そして半分を大衆に還元する、あとの半分をわれわれが現在非常に困っている

常設館の連中の設備その他にこれを向ける、及びテレビに圧倒されているところの映画の製作の良質な大作の映画をこしらえる。それには金もかかる。

しかし、その入場料の上がるこ

とも、是が非にもこれは大衆によるま

す。ところが、大蔵当局といたしま

す。これらは不可能なものまで追

い詰めて要望されているというように思つて、私は財源に困らぬ

そこで、わかれわれたすらにそれを、低物

価の物価政策なるものについて非常

に問題があると思うのです。最近諸物

価が上がってきて家計を圧迫してきて

いるのは、映画館の料金が高いからと

いつたよりも、むしろもっと大きなと

ころに問題があるのです。今ここで

そういう議論をする場所じやございま

せんから申し上げませんが、政府のい

わゆる倍増政策によって、銀行からど

んど金を貸して設備投資がほとんど行

な根本的な原因があると思うのです

○参考人(城戸四郎君) 大衆の側からすれば、税金が安いに起したことはないわ

けなんですけれども、しかし、私は政

府の低物価政策なるものについて非常

にそれに反対することの妥当なりやい

ます。言いかえますと、先ほど申し上げ

ましたとおり、これが戦後二十割の税

金をかけられた、そうして幾多の折衝

を経て今日ようよう一割に相なったわ

けであります。その後金のいわゆる

興行税から今日の人場税に至りま

す間の名称の変化、名称は変化しても

本質は少しも変わらないと私は思つ

ます。言いかえますと、先ほど申し上げ

ましたとおり、これが戦後二十割の税

金をかけられた、そうして幾多の折衝

を経て今日ようよう一割に相なったわ

けであります。その後金のいわゆる

興行税であると、いわゆる徵稅技術の

テクニックの名称にすぎない、こうい

うなお話で地方税になつたり、また國

稅にもどつてみたり、われわれはそ

うふうに私は思つております。地方稅

の問題につきまして、いわゆる徵稅技術の

問題にすぎない、こうい

うお話を聞きたいと思います。

日曜の立会いを全般的に実施していく、そ

うして映画館の入場人員とか座席数に對

する入場割合、いわゆる動員率、ある

いは売り上げに対するフィルム等の經

費割合、いわゆる歩合調査といわれて

いるそうです。そういうところに重点

が置かれる。これは推計課稅の前提に

なることじやないかといわれたんです

ね。そうしますと、そういう歩合調査

ができるようになると、非常にその

後、その統計的な結果が出ると、それ

によつて推計的に入場稅をかけていく

日世界においてこの日本の映画がいかに重要視されているか、また影響力が

多いか、單に国民生活に影響が多いばかりでなく、国としての一つの力、誇

り、文化として世界に推進し得るとい

う映画を、あくまで國家がなぜそれ

を助成しないかということに対し、

私はむしろ疑問を持つておるものでござります。

○参考人(城戸四郎君) 物品税が申告

納稅となるのと私のほうの入場税と、

今お答えをするにはちょっとわかりにくいでございますが、移譲になつて

ては、われわれは全然わからないんで

す。言いかえますと、先ほど申し上げ

ましたとおり、これが戦後二十割の税

金をかけられた、そうして幾多の折衝

を経て今日ようよう一割に相なったわ

けであります。その後金のいわゆる

興行税から今日の人場税に至りま

す間の名称の変化、名称は変化しても

私は思つております。

告納税になるわけです。申告になるわ

けです。そういう影響等についてお伺

いたい。

○参考人(城戸四郎君) 物品税が申告

納稅となるのと私のほうの入場税と、

今お答えをするにはちょっとわかりにくいでございますが、移譲になつて

ては、われわれは全然わからないんで

しまずけれども、現在においては大体において税務当局が各切符に判を押して、認めております。したがつて、それが使用されない場合においては税務当局にそれを納めて、そして計算をしておりますので、現実は推定というよどり、推定の根拠になりますかわかりませんが、現実はもうびしひと計算しているわけで、むしろそれが不正にやつていはしないかというところの監督がしばしば行なわれておる、こういうようになっております。

○参考人(城戸四郎君) その不正をやってい

はしないかといふ調査やなんか、いわゆる通告処分ですね、国税犯則取締法によると、脱税しているのじやないかといふ立場からの検査、そういうことなんでしょう。

○参考人(城戸四郎君) つまり、いろ

いろと、要するに半分はお持ち下さい

といふのはよくあります、あれなどはたまに回しといいまして、それをお客様から取つておいて、切るやつを切らぬで、そのまま片方で売るといふ

ことおわびしております。

○参考人(城戸四郎君) 木村君へお申しあげます。私は、今度物品税の申告制の問題と、それから国税通則法の関係、多分御関心あるのじやないかと思ひます、この点について伺つておきたい。

○参考人(石川辰雄君) 私どもは、国税を多く負担することは非常な誇りとも、かつ責任を持つてゐるような感じ

で、明確な返事が申し上げられないことをおわびしております。

○参考人(石川辰雄君) 木村君へお申しあげます。私は、今度税金をあまり負担することはないかも知れぬが、この点について伺つておきたい。

○参考人(石川辰雄君) 私どもは、国税を多く負担することは非常な誇りとも、かつ責任を持つてゐるような感じを持つておりますので、いろいろな手続、手間等いろいろ加わりますても、いかようにでもいたしたい、さように思つております。

○須藤五郎君 ちょっと城戸さんにお尋ねしたいと思うのですが、今度減税になつた半分を会社のほうにはしない、その理由として、それでいい作品を作るようにしていきたい、こういうふうな御意見だったと思うのですが、ずっと前に一度減税になつたことがあるの

ですね。私はそのとき、岡野さんが地方法という新しい法律が国会に提出されているのですが、これは業界において非常に大きな問題にしてあるように、ことに中小企業についての、それについての何か御关心があるかどうか。

○参考人(城戸四郎君) だいぶ専門的になりますが、これは何らいとうことなく実行できる、こういうふうに思つております。また、法律がどういうふうになつて現われるかということ不幸になんでしょう。

○参考人(城戸四郎君) 木村君へお申しあげます。私は、今度税金をあまり負担することはないかも知れぬが、この点について伺つておきたい。

○参考人(城戸四郎君) 木村君へお申しあげます。私は、今度税金をあまり負担することはないかも知れぬが、この点について伺つておきたい。

○参考人(城戸四郎君) 木村君へお申しあげます。私は、今度税金をあまり負担することはないかも知れぬが、この点について伺つておきたい。

○参考人(城戸四郎君) 木村君へお申しあげます。私は、今度税金をあまり負担することはないかも知れぬが、この点について伺つておきたい。

○参考人(城戸四郎君) 木村君へお申しあげます。私は、今度税金をあまり負担することはないかも知れぬが、この点について伺つておきたい。

五千の興行者に四分の一。製作をやっているメイジャー級が約五社、それに対してブロードクション級のものが三十社、こういうものに残りの半分が行く。大体そういうふうにわれわれは解釈しておひたのでござります。しかし、大蔵当局としては、あくまでもこれはまるまる一〇〇%大衆に還元しろという切なる御要望に基づきまして、われわれとしましては、公共性のあるいろいろな電気、あるいは電車、運輸など、一方に上がることを許容されるのではないかということを見ながら、われわれは政府の低物価政策に全面的に協力するという立場に立ち至ったわけであります。したがって、常設館前に、こういうふうに下げましたよ。入场料を下げたについて、こういうような料金にしたのは、これだけ税金が下がったためですよといふことを、今回以後常設館前に公示しようといたしておるのであります。そうすれば、自然われわれ良心にもやましくないといふところを表示いたしたい。それないと、まるでほつかぶりでもうけているのではないか、ちっとも実行しやしないじやないかという非難を、十分に説明できるふうになつております。

○須藤五郎君 入場税というものは従来入場する観客が負担しておつた税金でしよう。会社が負担した税金の負担によってこれが払われておつた入場税ではなくて、入るお客様は大衆の払うものを代行して興行者がやるのだと。そのとおりでございます。しかし、登場からいたしますと、入場税を減税するということになれば、その減税は一〇〇%入場するこれまで払つておひた人に還元するのが、私はほんとうじやないかと思う。会社の経理とか、そういうことは別のもので考えるべきことじやないだらうかと私は考へるのです。

そこで、こういう疑惑が持たれるのです。半分とにかく興行者、会社にこられが還元されるといふと、自民党は要するに、減税々々と言ひながら、その半分は会社の経営者や興行者にやるんだ、そしてまた選挙ともなれば興行者からリベートを取るんだ——事実であるかどうか知りませんよ、そういうふうに思はぬが、われわれは政府の低物価政策に全面的に協力するという立場に立ち至つたわけであります。したがつて、常設館前に、こういうふうに下げましたよ。入场料を下げたについて、こういうような料金にしたのは、これだけ税金が下がったためですよといふことを、今回以後常設館前に公示しようといたしておるのであります。そうすれば、自然われわれ良心にもやましくないといふところを表示いたしたい。それないと、まるでほつかぶりでもうけているのではないか、ちっとも実行しやしないじやないかという非難を、十分に説明できるふうになつております。

○須藤五郎君 入場税というものは、これまで払つておひた人に還元するのが、興行税といふことは、名称の妥当なりやいなやということは、當時批判され立派な映画の場合は五〇%ないし四〇%といふふうになつております。それは一本

まで払つておひた人に還元するのが、興行税といふものから出ておる。興行税というものは、割合に政府の財源として大きな財源であったわけです。地方税たる国税たるにかかわらず。そこで、政府当局の関心はいよいよ深くなつて、そして興行税ということの名称を要するに、減税々々と言ひながら、その半分は会社の経営者や興行者にやるんだ、そしてまた選挙ともなれば興行者からリベートを取るんだ——事実であるかどうか知りませんよ、そういうふうに思はぬが、われわれは政府の低物価政策に全面的に協力するという立場に立ち至つたわけであります。したがつて、常設館前に、こういうふうに下げましたよ。入场料を下げたについて、こういうような料金にしたのは、これだけ税金が下がったためですよといふことを、今回以後常設館前に公示しようといたしておるのであります。そうすれば、自然われわれ良心にもやましくないといふところを表示いたしたい。それないと、まるでほつかぶりでもうけているのではないか、ちっとも実行しやしないじやないかという非難を、十分に説明できるふうになつております。

○須藤五郎君 入場税というものは、これまで払つておひた人に還元するのが、興行税といふことは、名称の妥当なりやいなやということは、當時批判され立派な映画の場合は五〇%ないし四〇%といふふうになつております。それは一本

まで払つておひた人に還元するのが、興行税といふものから出ておる。興行税というものは、割合に政府の財源として大きな財源であったわけです。地方税たる国税たるにかかわらず。そこで、政府当局の関心はいよいよ深くなつて、そして興行税といふことは、名称の妥当なりやいなやということは、當時批判され立派な映画の場合は五〇%ないし四〇%といふふうになつております。それは一本

まで払つておひた人に還元するのが、興行税といふものから出ておる。興行税といふことは、名称の妥当なりやいなやということは、當時批判され立派な映画の場合は五〇%ないし四〇%といふふうになつております。それは一本

まで払つておひた人に還元するのが、興行税といふものから出ておる。興行税といふことは、名称の妥当なりやいなやということは、當時批判され立派な映画の場合は五〇%ないし四〇%といふふうになつております。それは一本

まで払つておひた人に還元するのが、興行税といふものから出ておる。興行税といふことは、名称の妥当なりやいなやということは、當時批判され立派な映画の場合は五〇%ないし四〇%といふふうになつております。それは一本

まで払つておひた人に還元するのが、興行税といふものから出ておる。興行税といふことは、名称の妥当なりやいなやということは、當時批判され立派な映画の場合は五〇%ないし四〇%といふふうになつております。それは一本

及ぼす影響というようなことでもついて、ややもすると日本の映画よりももっとひどい歐米の映画であっても、日本の映画はそれより微弱であるにもかかわらず、大きく大衆、若い青少年に影響しているということは、これはいなむべからざる事実だと思うのであります。これは単に映画ばかりでなく、テレビ 자체においてもこれを言うことができる。子供の、いわゆる銃器、銃、鉄砲、ピストルなどとかを持つ興味というようなことは、明らかにテレビ映画の影響があるというように感じまして、われわれとしてはそれに対する反省もし、運動も起こしたいといふ考え方をもっております。それをちょっと念のために申し上げておきます。

○荒木正三郎君 やはり私も城戸さんにお伺いしておきたいと思いますが、今度の減税の趣旨は、われわれの考えているところでは、やはり大衆負担を軽減するという趣旨で間接税全般にわたって減税をしよう、こういう方向で改正案が出ているというふうに考えているわけです。この酒税のほう、それから物品税のほうは、先ほどのお話を大体減税分は大衆負担の軽減に回す、こういうお話をたたわけです。ところが、映画のほうはそのようでもあれば、私は別個の問題だと思う。特に諸外国に比べても、映画の入場料といふものは非常に安いと私は見ておりて、それが十分検討されるべき問題だと思います。それから、外国映画も相当入ってきてる。そういう外國映画と競争するためにも、日本の映画が質の向上をはからなければならぬという問題もあります。それから、それを申し上げておるのは会社が負担をしているのじやなしに、見上げているのです。要するに、それを御納得いただきたい。これは将来の案件としても、それを申し上げているの

昭和三十七年三月十三日 [参議院] 映画の人場について税金を取るのがいかない、こういう意見を持っているのですけれども、一挙に今の状況ではできない、こういう修正案を出しても、ここでお通るという見込みはない、こういうふうに思っております。そこで、ちょっとお伺いしたいのは、今度の改正で百円までは一〇%、百円を超えるものに

○参考人(城戸四郎君) 今、先ほどお話しの委員の方からも御質問あったので、お申し上げたことでまだ御納得いかせんか。

○荒木正三郎君 ただ、私も若干映画の動向について資料で調査したわけですが、減税とかそういうことでなしに、最近の映画の入場料というものは若干上がってきておりますね。これは上がるべき理由があつたのだろうと思つては二〇%。その百円というものを基準にして税率をきめているわけですね。これは御承知だらうと思います。

○参考人(城戸四郎君) ええ、どうぞ。○参考人(城戸四郎君) ええ、どうぞ。それから、第二点としては、私は、ほどの答弁ではどうもはつきりしないような感じなんですが、それが一点で減するんだということを、やはりはつきりおっしゃっていただかない、と、先

います。

それから、今百円ということです

り相当問題点が起つてくるのじやな

いから

ります。

いかといふことを危惧するわけです。

○参考人(城戸四郎君) ありがとうございます。そういふふうにひとつ皆

で今年度は、映画界としては非常な多難時代に逢着しつつあるという現状でございます。

○荒木正三郎君 やはり今お話しのよ

うな傾向にあるといふことは、映画だけなしに、演劇、演芸等についても

そのままから御理解を願いたいと思うで

あります。ただ、ちょっと参考に申し上げますと、一時十億をこした一年間

の入場者が、十億になり、さらに九億になりました。そういうふうにひとつ皆

がそういふ

ます。

○参考人(城戸四郎君) あります。ただ、ちよつと参考に申し

上げますと、どうもはつきりしない

り相当問題点が起つてくるのじやな

いから

ります。

○参考人(城戸四郎君) あります。そ

ういふふうにひとつ皆

で、やはり健全な経営ができるようにならいまして、それをかりにわれわれは参考にいたしますても、われわれは七億でどうしてもとめたい。七億から回復して、少なくとも八億から九億の間にこれをとめたい。それには、單にテレビに対する泣き言を言うだけではなく、どうして大衆に呼びかけて、もうと大衆を引くというよりほかにないといふふうになりますれば、先ほどの入場税の問題も、実際に解決できると思うの

であります。

○参考人(城戸四郎君) なお、現在おきましたして、地方のテレビ局がどんどん開局しております。

これが今、映画に非常に大きな影響を及ぼしつつある。ことに地方といふふうなふうに了承していいかといふふうにござります。

○大谷賛雄君 城戸さんにお伺いした

いのですが、今、荒木委員が大体そ

うな考え方を持っております。

○参考人(城戸四郎君) 御趣旨まことにありがとうござります。皆さんの御趣旨は十分にわかります。映画産業の団体の会合に際しまして、パンフレットなりあるいはその他の方法をもつて、十分その御趣旨の伝達に努めるこ

とをこの際申し上げておきます。

○参考人(城戸四郎君) ありがとうございます。非常に骨が折れるところへ、テレビといふふうないわゆる簡単な娯楽機関ができましたので、こ

れは都内におけるところの影響以上

な邪推的な御発言があつたのですが、これは自民党としても、大衆に還元をするということがやはり自民党的建前なんです。したがつて、大蔵省が強く言うことは、これは当然のことだと実は思うのですよ。ただし、映画の大衆に及ぼす非常な影響といふものは、これももう国民全部承知しておりますから、これが健全な運営、発達ができるようになることは、これはひとしく念願をしておるわけなんです。ですから、さつきのお言葉の中に、何か良識により云々というお言葉があつたのですが、それは一体どうしたことなんですが、それは一體どうしたことなんですが、そこにはちよと割り切ら

○大谷賀雄君 そこがちよと割り切れぬ感じが、実はするわけなんです。そうすると、減税をしようという意図言つてくるわけです。そうするといふと、やはり政府の減税といふものの趣旨が徹底をしないので、これはいいかげんなものじやないかというような不信の感を持つと思うのです。そこで、先ほどあなたがおっしゃったように、映画産業を健全に発達させ、安定化された産業に発達させるためには、今までの主張はこれを捨てて、政府の政策に協力をするということに変わつて参りました。そこで、安定した産業に発達するために別途にこれを考へる、このういう仰せでありますか、減税は減税の方針で明らかにお立てになつたほうがいいのじやないか、こういうふうに思われますが、あなたの考え方の別途の方針といふのははどういうことなんですか。

○参考人(城戸四郎君) 今お話しのところは、各五社なり直輸入商との関係で、いかに協定価格といふようなものは、そういう協定価格はどういうところを参考にしてやられておるのか、その点ひとつまとめてお尋ねしたい。

○参考人(城戸四郎君) 五社の直営館と大体みなされるいわゆる設備完全な常設館でございますが、それは大体にござりますが、それがトネルじやないかと云ふふうにお考へになるのはもともと大いに想つておられます。しかし、良識といふこの意味は、非常にばく然としてそれがトネルじやないかと云ふふうにお考へなります。だから、良識といふふうに考へておられるのはもともと大いに想つておられます。しかし、それは全部といふふうに考へておられます。それで、地方に行きまして現実にごらんになるとわかるのでございますが、地方の常設館で、もう経営といつぱりはほとんど破産一歩手前、税金さえ未納で追つかれられているといふふうなところも時たまございます。そういうふうなものはたしてどうだらうかと云ふふうに考へておられます。しかし、良識といふふうに考へておられるのによつて、しかしそれは全部といふふうに考へておられます。それで、大衆に還元するようになつて、少なからぬ最低半分といふ程度に勧告して、そうしてなるべくそれを高度に大衆に還元するようになつておられます。しかしこれとは関係ございません。

○大竹平八郎君 城戸さんにお聞きが集中して恐縮なんですが、まとめて一点お尋ねしたいのですが、大製作社としての五社ですね、五社の直営館というものは全国にどのくらいあるかということがあります。それから、大体において千に近いものがあると思います。それから、常設館の数は大体五千をこえます。しかし、漸次減少しましてお尋ね

すことと、それから直轄以外のものがどうのくらゐあるかということ、それからいま一つ、直轄についての問題はないますが、未収入金の問題は、写真の良い悪いのですが、直轄以外、あなたの方が、地方へ行くなどと、それが薄れてくるわけですね。そうするといふと、やはり政府の減税といふものの趣旨が徹底をしないので、これはいいかげんなものじやないかというような不思議の感を持つと思うのです。そこで、先ほどあなたがおっしゃつたように、映画産業を健全に発達させ、安定化された産業に発達させるためには、今までの主張はこれを捨てて、政府の政策に協力をするということに変わつて参りました。そこで、安定した産業に発達するために別途にこれを考へる、このういう仰せでありますか、減税は減税の方針で明らかにお立てになつたほうがいいのじやないか、こういうふうに思われますが、あなたの考え方の別途の方針といふのははどういうことなんですか。

○参考人(城戸四郎君) 今お話しのところは、各五社なり直輸入商との関係で、いかに協定価格といふようなものは、そういう協定価格はどういうところを参考にしてやられておるのか、その点ひとつまとめてお尋ねしたい。

○参考人(城戸四郎君) 五社の直営館と大体みなされるいわゆる設備完全な常設館でございますが、それは大体にござりますが、それがトネルじやないかと云ふふうにお考へなります。だから、良識といふふうに考へておられるのはもともと大いに想つておられます。しかし、それは全部といふふうに考へておられます。それで、大衆に還元するようになつて、少なからぬ最低半分といふ程度に勧告して、そうしてなるべくそれを高度に大衆に還元するようになつておられます。しかしこれとは関係ございません。

○大竹平八郎君 城戸さんにお聞きが集中してお尋ねなんですが、まとめて一点お尋ねしたいのですが、大製作社としての五社ですね、五社の直営館といふふうに考へておられるのによつて、千に近いものがあると思います。それから、常設館の数は大体五千をこえます。しかし、漸次減少しましてお尋ね

す、あるいは貿易自由化による輸入を防退する、そういうことで国際収支にも大きな貢献をさしたい、得るものであるというふうに考えております。特に、日本で今使われておるものは小型でございまして、これの国際マーケットというものは割合に少ないのであります。テレビにしろ、冷蔵庫にしろ、大きいものでないと国際マーケットというものに出られません。そういうものは漸次料金が低減され、まだ一番上のほんとうの国際的なものは低減されていないのでございますが、そういうことによってわれわれは非常な国際飛躍ということに対しても夢を持て、希望を持っております。

○大竹平八郎君 それから、この十月に九〇%の自由化という問題があるわけですが、この品目を見ますと、相当輸入し得る、また現在どんどん入っていかがでしよう、自由化との関連において。

○参考人(石川弥八郎君) 税金は私は高過ぎると思います。私、全部の酒のことについて十分にわかつておりますが、石数が非常に多い清酒につきまして申し上げますが、これは戦前の清酒の価格は大体並み酒が米三升で買えましたわけでございます。現在御審議をいただきおります減税を願いまして、四百五十円。そういう点がまだ農村密造が、役所が推定しておられます石数が八十万石といい、九十万石と申しておるわけでござりますが、これは昔からあつたから仕方がないのだという考え方が昭和の三十何年になつても通用してはおかしいと思ふのです。非常に生活水準が低がたり文化が低かったという當時におきましては、そういうことはやむを得ないといふことだつたかもしませんけれども、今日は大蔵省が密造を何十万石ということを推定数量として発表しなければならぬということは、これはやはり税金が高過ぎるということがあります、まあ、現在の情勢ですと、電圧とかいろいろ各種の電気的性能の問題もございますので、直ちにどうということはございませんけれども、一般的のムードとして、輸入品のほうが多いというような気持もありますが、ございますから、決して輸入の自由化で外國品に圧倒されると、これはやはり税金が高過ぎるということがあります、まさに、現在の情勢ですと、電圧とかいろいろ各種の電気的性能の問題もございますので、直ちにどうということはございませんけれども、一つのムードとして、

○参考人(石川弥八郎君) その点を私はもう陳情の際にある申したわけでもあります、一番こわいのは、そういう輸入の自由化で外國品に圧倒されると、これは非常に喜ぶわけでござりますが、非常に喜ぶわけでございませんが、日本の酒の税金は高過ぎるとお考へになりませんか。

○永末英一君 酒税法関係でちょっとお伺いしたいのですが、日本の酒の税金は高過ぎるとお考へになりますが、日本の酒の税金に対する嗜好が非常に変化をして参って、いろいろな酒ができるべく早い時期におきまして、さらに減税の御高配を賜わることにしていただきたいという考え方から、了承いたしております。

○永末英一君 このごろ日本人の各種の酒に対する嗜好が非常に変化をして参って、いろいろな酒ができるべく早い時期におきまして、それを見込んで今度の酒まで申し上げますが、これは戦前の清酒の価格は大体並み酒が米三升で買えましたわけでございます。現在御審議をいただきおります減税を願いまして、四百五十円。そういう点がまだ農村密造が、役所が推定しておられます石数が八十万石といい、九十万石と申しておるわけでござりますが、これは昔からあつたから仕方がないのだという考え方でござりますが、たとえばアルコールが無いのに同一の名前を使うといったらがって、それを見込んで今度の酒を申しますが、これは戦前の清酒の価格は大体並み酒が米三升で買えましたわけでございます。現在御審議をいただきおります減税を願いまして、四百五十円。そういう点がまだ農村密造が、役所が推定しておられます石数が八十万石といい、九十万石と申しておるわけでござりますが、これは昔からあつたから仕方がないのだという考え方でござりますが、たとえばアルコールが無いのに同一の名前を使うといったらがって、それを見込んで今度の酒を申しますが、これは戦前の清酒の価格は大体並み酒が米三升で買えましたわけでございます。現在御審議をいただきおります減税を願いまして、四百五十円。そういう点がまだ農村密造が、役所が推定しておられます石数が八十万石といい、九十万石と申しておるわけでござりますが、これは昔からあつたから仕方がないのだという考え方でござりますが、たとえばアルコールが無いのに同一の名前を使うといったらがって、それを見込んで今度の酒を申しますが、これは戦前の清酒の価格は大体並み酒が米三升で買えましたわけでございます。現在御審議をいただきおります減税を願いまして、四百五十円。そういう点がまだ農村密造が、役所が推定しておられます石数が八十万石といい、九十万石と申しておるわけでござりますが、これは昔からあつたから仕方がないのだという考え方でござりますが、たとえばアルコールが無いのに同一の名前を使うといったらがって、それを見込んで今度の酒を申しますが、これは戦前の清酒の価格は大体並み酒が米三升で買えましたわけでございます。現在御審議をいただきおります減税を願いまして、四百五十円。そういう点がまだ農村密造が、役所が推定しておられます石数が八十万石といい、九十万石と申しておるだけでござりますが、これは昔からあつたから仕方がないのだといふことだつたかもしませんけれども、一つのムードとして、

○参考人(石川弥八郎君) これは非常に強くてどつかが弱い、こういうような問題はございませんか。

その税が高いから悪いものを作るという因果関係は、私どもとして意識的にいたしておりません。できるだけ設計の頭を使いまして、日本では材料が高くて比較的工賃が安いのですが、高い材料を少なく使って、どうして安く広い層に広めるかということについて腐心しておるわけでありまして、今後ともできるだけいい品物を作つて皆さんを使つていただいて、家庭生活を幸福にいたしていただきたい、さように存じております。

○永末英一君 今物品税の対象になつておりますいろいろな品目の中、完璧化され、全然ぜいたく品とか、あるいはまた特別にそれを購入することによって担税力があるとみなされておりまますけれども、安くなることによつて担税力があるとみなさか。

○参考人(石川辰雄君) われわれはその覚悟でおりまして、今後ともそれを続けたいと思います。冒頭にもそれをお願ひした次第であります。たとえばテレビのごときも非常にぜいたく品のごとく思はれた時代があるのでござりますが、現在の購入する層を見ますと、非常にもう月收の低い層まで月賦等の形でいつております。これはやはり大衆の最も望む、まあクリエーションの対象であろうと思います。われわれはそういう、常にどういう收入の需要層がどういうものを買つてゐるのかの詳細な調査をしておりますが、その大衆という面からも、十分に今後ともお願いいたしたいと思っており

ます。

○市川房枝君 お酒のはうの石川さんは伺いたいのですが、今度まあ酒税が幾分減税になりますけれども、私のところへは減税に反対してくれといふ陳情があるのであります。それで、これはまあ禁酒団体といいますか、そういう団体なんでもありますけれども、陳情まで来てなくとも、家庭の主婦の中では酒の税金が安くなって、幾らかでも酒が安く存じておられます。

○参考人(石川辰雄君) 改正で、たとえは清酒につきましては級別を整理をいたしております。また、税率の引き下げの率も酒類の種類によりますけれども、安くなることによつて消費量はもちろんふえることによって消費量は上がるから、家庭としては困るというふうな声もあつておられます。

○参考人(石川辰雄君) 今回の税制改正で、たとえは清酒につきましては級別を整理をいたしておられます。また、税率の引き下げの率も酒類の種類によりますけれども、安くなることによつて消費量は上がるから、家庭としては困るというふうな声もあつておられます。

なおまた、主婦のほうの御心配といふことでござりますが、これは旦那様方のお心がけ次第でござりまするのと、もう一つは、やはり酒の飲み方とか、あるいは飲む場所とか、そういうふうなことがあります。したがいまして、今後の減税によつてどれだけ売れるであろうかという見通しにつきましては、だいぶ事情が違つておられます。

○参考人(石川辰雄君) ただいまお話をいたしておきましたが、本年度の役所のお見込みでは相当多く見込んでおられるようになります。先般役所のほうから外

部に発表された現行法の場合と改正法の場合におきます伸びを、酒類全体といたしまして六・五%に見ておられるようになります。先般役所のほうから外

て困るだらうというような御心配といつます。

○市川房枝君 お酒のはうの組合はあまりないのでは

ないだらうか、こういうふうに存じておりますの次第でござります。

○市川房枝君 今度の減税の問題とか、そして本人自身もそのためにずいぶん苦しい思いをし、それから家族の人もそのためにずいぶん心配がかかるという事態でござりますが、まあ昨日から醉っぱらい規制法ができまして、幾らかその問題を取り上げられたのですが、飲み過ぎて、おおきましては、そうよけいに飲み過ぎるといふふうなことが、だんだんと近ごろ女性の方々も召し上がる方もできたようになりますが、これがまたお嬢さんであります。先般役所のほうから外

り上げられたのですが、飲み過ぎて、おおきましては、そうよけいに飲み過ぎるといふふうなこともないのではないかと申しますが、これはまあなかなかお嬢さんであります。先般役所のほうから外

り上げられたのですが、飲み過ぎて、おおきましては、そうよけいに飲み過ぎるといふふうなことが、だんだんと近ごろ女性の方々も召し上がる方もできたようになりますが、これがまたお嬢さんであります。先般役所のほうから外

り上げられたのですが、飲み過ぎて、おおきましては、そうよけいに飲み過ぎるといふふうなことが、だんだんと近ごろ女性の方々も召し上がる方もできたようになりますが、これがまたお嬢さんであります。先般役所のほうから外

り上げられたのですが、飲み過ぎて、おおきましては、そうよけいに飲み過ぎるといふふうなことが、だんだんと近ごろ女性の方々も召し上がる方もできたようになりますが、これがまたお嬢さんであります。先般役所のほうから外

課税をしない、源泉地国は課税をやめてしまいまして、本店所在地の国だけで課税をするというやり方のほうに前から進んできつたわけであります。その意味におきまして、大正十三年に、わが国におきましても、外国船舶ノ所得又ハ所得ニ対スル法人税及營業税免除ニ関スル件という単独法を出しまして、相互主義で、相手国が日本の国籍の船舶に対し免除をする限りは、日本におきましても、相手國の船籍の船舶の所得についてはこちらでは課税をしないという相互主義の法律を作つて参りました。具体的な実行につきましては、お互いに交換公文を取りかわしまして、自分のほうはあなたの国の国籍の船には課税をいたしました。こう法律は現在も生きておりまして、この法律によりまして、現在九カ国との間に相互免除が行なわれております。

ところが、この法律は大正十三年の法律でございますので、その後手に入つておりません。そのため、航空機の相互免除が入つていなければなりません。航空機については、最近非常に発達を遂げて、船舶以上にこの二重課税の問題はめんどうなことになつてしまつて、船舶並びに航空機の所得、これを一括いたしまして、国際運輸業に關する所得といたしまして、從来どおり相互主義により免税をいたしていこうという趣旨の法律にいたしたわけ

でございます。

さらに、従来の法律では船籍主義をとつておりまして、相手国に船籍のある船だけ免除するということにいたしました。ところが、たとえば日本とアメリカの間で相互免除をいたしました場合に、アメリカの企業がアメリカ船籍の船だけじゃなくてカナダ船籍の船等を雇つて運航をいたしました場合に、そのカナダ船籍の船は免除しないということになりますと、その船の所得についてだけ特別に計算しなければならないのです。そうすれば、と、計算をお互いに簡略化しようとして、船籍主義から離れまして企業主義に変わってきます。そこで、最近の傾向といたしましては、船籍はどこの船籍であっても、これは括して負けるという方向に変わつております。そういう趣旨に変わつてきております。そこで使われておる船はどこの船籍であつても、船籍主義から離れまして企業主義を改めて企業主義、企業が運航させている船の船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。今回第二点といたしまして、船籍第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

であります。第三点といたしましては、お配りいたしました法律案の第二条でござりますが、従来は、大正十三年の法律におきましては所得税、法人税及び營業税と同様に船籍がどこであろうとも免稅をするという趣旨にいたしたわけ

て払い戻すべきである、こういう趣旨の修正が行なわれたのであります。

第一点の改正点は本文における改正点でございます。第二点の改正点は附則に関する改正点でございます。以上修正点につきまして、二点御説明申し上げました。

○委員長(堀橋小虎君) 質疑のある方は御発言願います。

○荒木正三郎君 資料要求をいたしました。各所得階層別による納税者数ですね、過去五ヵ年間の統計にして出してもらいたいと思います。

○政府委員(村山達雄君) 承知いたしました。

○須藤五郎君 けさほど松竹の城戸さんが参考人として見えまして、それでいろいろ述べられた中に、今主税局長が言ったように、減税分は全部入場料金を下げるというふうに使うというようないい割り切った答弁がなかつたようと思ひます。要するに半分、二分の一ほしいというような意見もあったと思うのですが、そういうことは絶対に起り得ないのかどうか。

○政府委員(村山達雄君) これは、かねて減税部分だけは百パーント引き下げるという世論の声がございまして、大蔵大臣から興行界のはうに申し入れた経緯がございます。その後、興行界のほうがわれわれのはうに書面を提出いたしまして、それによりますと、今度の税の引き下げには全面的に協力するということです。ですから、われわれといましては、業界も少なくともその方向で最善の努力を尽くすということを信じております。そして、また今まで聞いたところでは、そういうことになつておるのであります。

す。ただ、何分にも、これはちよどかに価格問題と同じ問題でございまして、いかのどん小さな小さい館までも必ず下ります。各所得階層別による納税者数ですね、過去五ヵ年間の統計にして出してもらいたいと思います。

○政府委員(村山達雄君) 承知いたしました。

○須藤五郎君 けさほど松竹の城戸さんは参考人として見えまして、それでいろいろ述べられた中に、今主税局長が言ったように、減税分は全部入場料金を下げるというふうに使うというようないい割り切った答弁がなかつたようと思ひます。要するに半分、二分の一ほしいというような意見もあったと思うのですが、そういうことは絶対に起り得ないのかどうか。

○須藤五郎君 あるいは表面、入場税というものは館の負担じやなしに入る人の負担なんでしょう。だから、入場税が軽減すれば、払う人の負担が少くなるというのが建前だと思うのです。

○須藤五郎君 なるべく簡単に済みませんが、ちょうど前だと思うのです。だから、当然そらあるべきだと思ふ。だから、当然そらあるべきだと思うのですが、しかし入場税が下がったのを機会に、今度は入場料金を上げるというようなことが反射的に起こる可能性があるのではないかですか。それにどうですか。

○政府委員(村山達雄君) 法律的には別に措置を講じておりません。今までにお話では、ざくばらんの話、こういうことを申しております。われわれは六大都市その他大きな都市で興行は今後どういうふうに推移していくか、そういう点の見通しについて大蔵省としてはどういうふうに見通しを持つていて、大蔵大臣から興行界のはうに申し入れた経緯がございます。その後、興行界のほうがわれわれのはうに書面を提出いたしまして、それによりますと、今度の税の引き下げには全面的に協力するということでございます。ですから、われわれといましては、業界も少なくともその方向で最善の努力を尽くすということを信じております。そして、また今まで聞いたところでは、そういうことになつておるのであります。

す。ただ、何分にも、これはちよどかに価格問題と同じ問題でございまして、いかのどん小さな小さい館までも必ず下ります。各所得階層別による納税者数ですね、過去五ヵ年間の統計にして出してもらいたいと思います。

○須藤五郎君 あるいは表面、入場税というものは館の負担じやなしに入る人の負担なんでしょう。だから、入場税が軽減すれば、払う人の負担が少くなるのが建前だと思うのです。だから、当然そらあるべきだと思うのですが、しかし入場税が下がったのを機会に、今度は入場料金を上げるというようなことが反射的に起こる可能性があるのではないかですか。それにどうですか。

○政府委員(村山達雄君) 法律的には別に措置を講じておりません。今までにお話では、ざくばらんの話、こういうことを申しております。われわれは六大都市その他大きな都市で興行は今後どういうふうに推移していくか、そういう点の見通しについて大蔵省としてはどういうふうに見通しを持つていて、大蔵大臣から興行界のはうに申し入れた経緯がございます。その後、興行界のほうがわれわれのはうに書面を提出いたしまして、それによりますと、今度の税の引き下げには全面的に協力するということでございます。ですから、われわれといましては、業界も少なくともその方向で最善の努力を尽くすということを信じております。そして、また今まで聞いたところでは、そういうことになつておるのであります。

す。ただ、何分にも、これはちよどかに価格問題と同じ問題でございまして、いかのどん小さな小さい館までも必ず下ります。各所得階層別による納税者数ですね、過去五ヵ年間の統計にして出してもらいたいと思います。

○須藤五郎君 あるいは表面、入場税というものは館の負担じやなしに入る人の負担なんでしょう。だから、入場税が軽減すれば、払う人の負担が少くなるのが建前だと思うのです。だから、当然そらあるべきだと思うのですが、しかし入場税が下がったのを機会に、今度は入場料金を上げるというようなことが反射的に起こる可能性があるのではないかですか。それにどうですか。

○政府委員(村山達雄君) 法律的には別に措置を講じておりません。今までにお話では、ざくばらんの話、こういうことを申しております。われわれは六大都市その他大きな都市で興行は今後どういうふうに推移していくか、そういう点の見通しについて大蔵省としてはどういうふうに見通しを持つていて、大蔵大臣から興行界のはうに申し入れた経緯がございます。その後、興行界のほうがわれわれのはうに書面を提出いたしまして、それによりますと、今度の税の引き下げには全面的に協力するということでございます。ですから、われわれといましては、業界も少なくともその方向で最善の努力を尽くすということを信じております。そして、また今まで聞いたところでは、そういうことになつておるのであります。

す。ただ、何分にも、これはちよどかに価格問題と同じ問題でございまして、いかのどん小さな小さい館までも必ず下ります。各所得階層別による納税者数ですね、過去五ヵ年間の統計にして出してもらいたいと思います。

いうことを言つておられたことから見

三十六年度はどのように事情であるか私

もよく知らないのですが、外國——ア

メリカでは、二分の一ぐらいに減つてお

ます。将来的見通しという問題でございます。

○荒木正三郎君 ここ数年間の映画の入場人員は、約十億、大体こういう線を維持してきている。三十五年から相

当下がつて九億八千万、大体二十四年に比べて一億くらい減つてきておる

ります。普及していく過程ではすつと減つてお

りますが、アメリカでは、テレビが非常にわざでございまして、おそらくお言葉のとおり協力もいただき、あるいは下がることであらうというふうに信じておるわけでございます。

○須藤五郎君 まさにこれでございませんが、アメリカでは、テレビが非常に普及していく過程ではすつと減つておるわけでございまして、おそらくお言葉のとおり協力もいただき、あるいは下がることであらうというふうに信じておるわけでございます。

○政府委員(村山達雄君) 今までほど減ることはないのじやなからうかというのがわれわれの観測でございます。

○荒木正三郎君 ここ数年間の映画の入場人員は、約十億、大体こういう線を維持してきている。三十五年から相

当下がつて九億八千万、大体二十四年に比べて一億くらい減つてきておる

ります。普及していく過程ではすつと減つておるわけでございまして、おそらくお言葉のとおり協力もいただき、あるいは下がることであらうというふうに信じておるわけでございます。

○政府委員(村山達雄君) 入場料金は、約十億、大体こういう線を維持してきている。三十五年から相

当下がつて九億八千万、大体二十四年

リカは同じ二十五年では二〇・七、これが三十四年までわかつておりますが、一二・三回でございます。ところが、三十三年には一一・八回でございまして、三十三年対三十四年では、アメリカは回数があえております。英國でございますが、英國は二十五年の二七・七回に対しまして、三十四年が一・六回、それから西ドイツが、九・九回に対して三十四年では一二・二回、フランスが九・三回に対しまして三十四年、ちょうど十年後でございますが、八・二回というふうになつております。これで見ますと、アメリカではやまとった感じ、それからイギリスではなお入場人員が減りつつあるという過程、それから西ドイツ、それからフランスあたりでございますと、この辺はそれほど影響を受けていない。これはテレビの普及度合いも日本よりは低うございますので、そういったところでございます。したがって、日本のテレビが今後どういうように行くかという問題にもかかりますが、すでに九百万台まで行つております。これがどこまで伸びかわかりませんが、相当地まで急激に伸びて、絶対台数においてほとんど英國に近接しておりますといふうな状況を見ますと、少なくとも今まで行くかわかりませんが、相当地まで急激に伸びて、絶対台数において

三十四年、ちょうど十年後でございまして、三十四年対三十五年では一二・二回、映画製作を担当する。そういうことが、映画製作を担当しておる部面では非常に経営が苦しむなつてきているということの原因だろうと私は思うのです。そこで、入場税の問題ですね、そういうふうな事情から見て、入場税をどういうふうに処理していくべきかの問題です。今は税率を一〇%かという問題です。今度は税率を一〇%に引き下げるという措置をとられたると思います。これによつて入場料が安くなる、そうして結局は一般大衆の負担が軽くなるということで、非常に安いわけですが、しかし一面、さつきのような事情から、映画の製作を担当している部面では非常に苦しいといふうな事情があるわけです。こういう問題をどういうふうに税との関係において考えておかなければいけないわけです。こういった理由等がわかつておりますれば、おしゃつていただきたい。

○荒木正三郎君 きょう午前中、映画関係参考人にいろいろ話を聞いたんですが、最近映画会社の経営が相当苦しくなつておるという話でございますが、これはやはり入場員が減少しているということと関係しているんじや

○政府委員(村山達雄君) おっしゃるところは、もちろん的確に推測することはむずかしい問題であろうと思いますが、しかし漸次減っていく傾向は、これは否定できないと思うんです。大体年々、一・六回、それから西ドイツが、九・九回に対して三十四年では一二・二回、フランスが九・三回に対しまして三十四年、ちょうど十年後でございまして、三十四年対三十五年では一二・二回、映画製作を担当する。そういうことが、映画製作を担当しておる部面では非常に経営が苦しむなつてきているということの原因だろうと私は思うのです。そこで、入場税の問題ですね、そういうふうな事情から見て、入場税をどういうふうに処理していくべきかの問題です。今は税率を一〇%かという問題です。今度は税率を一〇%に引き下げるという措置をとられたると思います。これによつて入場料が安くなる、そうして結局は一般大衆の負担が軽くなるということで、非常に安いわけですが、しかし一面、さつきのような事情から、映画の製作を担当している部面では非常に苦しいといふうな事情があるわけです。こういった問題をどういうふうに税との関係において考えておかなければいけないわけです。こういった理由等がわかつておりますれば、おしゃつていただきたい。

○荒木正三郎君 映画のことは私は詳し

く知らないんですがね、どうも粗製乱造というふうな感じがするんですけどね。映画から受けれる影響等も非常に大きい問題があると思うんです。それで、そのために廃止するに至つたといふうに聞いております。

○政府委員(村山達雄君) これは今度の税制調査会でもすいぶん議論のあるところでございますが、将来の問題は、そのときときの消費の状況なり、その消費間のバランスの問題がございまして、何とも申し上げられませんが、現段階では入場税については、他の消費税とのバランス上、やはり今度の政府提案いたしましたような割程度の税負担はやむを得ない。で、今度の間接税で、大体酒とか、たばこ、あるいは揮発油、こういう特殊の財政目的を持っておるものは別でございますが、そうでないものについては、おおむね、製造段階で課する場合には税が二割程度、それから小売段階で課税する場合には一割程度の税負担が適當である、こういうふうな基本的な考え方に基づいてやつておるわけでございまして、映画会社、映画館その他の営業者たる入場者の負担を現状において幾らにするのが適当であるかという、消費税の考え方でいくのではなくかろうかと思つておるわけでございます。その点、先ほど申しましたのは、その趣旨で申し上げたわけでございます。その点、先ほど申しましたのは、その趣旨で申し上げたわけでございます。

○荒木正三郎君 まあ入場税は消費者負担ですからね、これは直接映画を製作している関係者の立場を強化する直接の問題じゃないと思いますがね。けれども、やはりそれによって、いわゆる間接的ではあるけれども、これはやはり相当大きな影響があるのじゃないかと思うのですがね。まあそういう意味で、入場税は廃止すべきだというふうに私もは考えておるわけなんですが、最近の入場税の動向というようなものを見ると、昭和三十五年の四月からだんだん上がつておりますが、これが、最近はもう御案内のとおりになります。で、映画館でございますが、これはもう御案内のとおりだと思います。これは全国で現在八千館をしておるわけでございますが、これが戦前のをとつてみると、千五百館くらいでございまして、ですから、この増加率が

こういう傾向、入場料の値上がり、こうと思うのですがね。それと、今度の減税によって、入場料が減税分だけはつきり下がるのかどうかという問題ですね。映画の入場料は逐次上がつておる、それで、ここで減税をするべきであると思つてそれがはつきりと減税を下がれると思いますがね。しかし、将来にわたつてそれがはつきりと減税分だけ、一時はまあ引き下げられると思いますがね。しかし、将来にわたつてそれがはつきりと減税分だけ、一時はまあ引き下げられると思いますがね。しかし、将来にわたつてそれがはつきりと減税分だけ、一時はまあ引き下げられると思いますがね。どういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(村山達雄君)これは実は価格問題でございまして、非常にむずかしい問題だと思います。で、われわれが今まで業界に接している範囲では、今度の減税分だけは減税の際にはつきり下げます、こう言つておるわけでございます。で、将来の入場料金を上げるかどうかといふことは、上げない保証があるかどうかということになる

○政府委員(村山達雄君)これでは、価格問題でございまして、非常にむずかしい問題だと思います。で、われわれが今まで業界に接している範囲では、今度の減税分だけは減税の際にはつきり下げます、こう言つておるわけでございます。で、将来の入場料金を上げるかどうかといふことは、上げない保証があるかどうかといふことになる

○政府委員(村山達雄君)それで、四月からこの法案が成立すれば実施されるわけですね。その分だけ入場料が下げられると、何とも申し上げられません。といふのは、別に今、一へん下げておいて、あとで上げようとかなんかいう問題よりも、やはり先ほど申しました

○荒木正三郎君 それで、四月からこの法案が成立すれば実施されるわけですね。その分だけ入場料が下げられると、何とも申し上げられません。といふのは、別に今、一へん下げておいて、あとで上げようとかなんかいう問題よりも、やはり先ほど申しました

金の引上げがあるのならそれは消費者との取引の問題なんだ、それはそれとして出すべきであって、減税による利益は消費者にはつきり還元されたということを過去の経緯から見てぜひほつきりさしてもらいたいということをかねがね要望しておったわけでございますが、先ほど冒頭に申しましたよう

に、今度興行界のほうがそれぞれ決議をもって、全面的に協力し、それぞれその新旧の値段をはつきり掲げまして、減税額が幾ら行なわれたかということを入場者にはつきりさせるという

自発的な決議があつたわけございます。で、われわれは、さき言つたよ

うな趣旨から、こういう措置が必要なことであろうし、現在の段階ではまた妥当なことであるかどうかといふに考へておるわけでござります。

○荒木正三郎君 自発的といふ話でしたら、われわれはさき言つたよ

うな趣旨から、こういう措置が必要なことであろうし、現在の段階ではまた妥当なことであるかどうかといふに考へておるわけでござります。

○政府委員(村山達雄君) われわれ

は、金の引上げは、現在の入場税の負

担が入場者の負担から見て重い、入場

税、それからかかる減税も同じこと

であります。

○市川房枝君 さつき荒木さんとの質

問を伺つておつたんですが、今度の入

場税、それからかかる減税も同じこと

であります。

○政府委員(村山達雄君) これは行政

として現行の負担は重過ぎやせぬか、

見れば、どうも青少年に与える影響も

よくないよう思つてますがね。ああいうものがどんどん入つてきていると

いうふうな状態ですから、映画の健全な発達には国としてもやはり相当注意しなければならぬというふうに考へる

わけです。そういう点を一つ希望とし

て申し上げて、私の質問を終わります。

○大谷賀雄君 簡単にお尋ねします

が、今お話をあつたイタリーとかフランクですね、一部は還元をしておる。

こういうふうな考え方はないのかどう

か、答弁願います。ということは、

この助成措置が必要であるかどうかと

いう問題は、消費者の負担とは直接関係がないことだろうと思うのでございまして、はたして補助金全体の政策から見て、映画産業といふものを育てる必要があるのかどうか、現在の採算で合うのかどうかというようなことは、別途の観点で研究されるべきもので、

さつきあなたからお話しの調査会で業者

の代表に来てもらつたときに尋ねた

が、補助金は要らぬということを言つたというんだが、そうすれば、どうも

たといふが、その問題は別として、私やつぱり

税のほうからは無理じゃないか。

まあわれわれはさうして申し上げておるのは、とにかく将来値上げしない

という保証はもろんないと思いま

す。また、今度減税したから将来値上

げするなどいうふうなことを言うの

は、全くやほなことだと思いますが、

さてたけれども、それはやめた、こう

いうことなんですがね。どうもニーアンスが——広告を出して、きつぱり大衆の消費税だから大衆に負担をかけぬ

といふふうな話だが、どう

いふうに考えてもらいたいとい

うことを要望します。ただ、減税分に

ついては入場料を引き下げるというこ

とははつきりする必要があるわけです

ね。ただ、今の映画界の実情から見

て、やはり良質な映画を製作する、そ

ういうために将来いろいろ入場料等に

ついては検討されると思うが、そ

うことまで私は拘束はすべきでないと

思つ。やはりいいものを作つていくと

いうふうな方向に考えていかなきやな

らぬというふうに思つんでます。最近ア

メリカとか、ずいぶん映画が入つてき

ている。西部劇ですね、まあわれわれ

は、金の引上げは、現在の入場税の負

担が入場者の負担から見て重い、入場

税、それからかかる減税も同じこと

であります。

○成瀬暢治君 今までおつしやつたよ

うふうに考えて国民党にはつきり知らして

いるふうにして国民党にはつきりさせ

てほしい。そしてちよど今参議院選

がつて、それをだけ安くなりまし

たといふことを、私やつぱり掲示させ

りますと、入場税だけやらして、そ

うして入場税のほうの業界の協力は得て

あるように承つております。したがつ

て、入場税だけ行なわれる。酒税のほ

うは、これは店頭に掲げられるかもし

れない。ところが、物品税のほうも相

当いろいろの減税があるのです。した

がつて、こういったものの減税分だけ安

くなるけれども、どうもおかしい。片

方だけの片手落ちのものがあつてもお

かしいことになるし、また減税が、入

場税のほうだけは入場料が安くなる。

しかし、他の物品税のほうは一切値下

げが行なわれなかつたといふのでは、

おかしい話だと思いますので、その辺

は間違ひなくやりますか。

○政府委員(村山達雄君) 実は業界に

協力を求めましておつしたのでございま

すが、これは酒のほうは御承知のよ

うに非常に、そう申しても何ですが、

従来から大蔵省の監督がよくきていて

るわけでございまして、これは全面的に

掲示をいたしましたということを早く

言っておるわけござります。続い

て、物品税のほうも、主としてこれは

通産省の所管でございますが、國稅厅

重過ぎる限度において事情の許す限り減税をやっているということとござります。したがつて、物価の値上がりによる所得の増加のほうは別にしまして、物価の値上がりそのものはマイナスの要素でございましょう。それで減税の幅はどうかと、こういふうにはなかなか比較はできませんので、われわれはいつも物価の値上がりのあった場合に、それを実質価値に還元して、その後の負担を見まして、どの程度の減税をするかという配慮だけは加えていくつもりでございます。

○木村禪八郎君 物価との関係は、主として所得税の控除の問題と関連しますね。どうも私は今度一万円程度の控除じや、消費者物価がかなり上がっておりますから、そういうように思うのですが、私は資料をひとつ出していただきたいと思うのです。それは年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年

三月九日本委員会に左の案件を付託された。午後三時三分散会

○政府委員(村山達雄君) 今の資料は、おそらく所得税と住民税のお話をうるうと思います。これはさっそく作ります。

そこで、これは現行法がありますから、あるいは改正案がございまから、これは機械的に出て参ります。今、物価が幾ら上がったと見るかが非常に問題だらうと思うのでございます。政府でござりますと、この前は、三十六年は五・四%とかの消費者物価の平均値上がりですね。それから今度の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年

三月九日本委員会に左の案件を付託された。午後三時三分散会

○委員長(棚橋小虎君) 本日は、これにて散会いたします。

○政府委員(村山達雄君) 今の資料は、おそらく所得税と住民税のお話をうるうと思います。これはさっそく作ります。

そこで、これは現行法がありますから、あるいは改正案がございまから、これは機械的に出て参ります。今、物価が幾ら上がったと見るかが非常に問題だらうと思うのでございます。政府でござりますと、この前は、三十六年は五・四%とかの消費者物価の平均値上がりですね。それから今度の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年

三月九日本委員会に左の案件を付託された。午後三時三分散会

○政府委員(村山達雄君) 今の資料は、おそらく所得税と住民税のお話をうるうと思います。これはさっそく作ります。

そこで、これは現行法がありますから、あるいは改正案がございまから、これは機械的に出て参ります。今、物価が幾ら上がったと見るかが非常に問題だらうと思うのでございます。政府でござりますと、この前は、三十六年は五・四%とかの消費者物価の平均値上がりですね。それから今度の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年たとえば、私の場合、それが年収五十万円の場合、それで夫婦、子供二人の場合ですね、その人の三十六年

紹介議員 岩間 正男君

最近の諸物価の値上がりに伴う諸経費の増加、テレビの普及による圧迫などそのため音楽、舞踊の入場料金の値上げも不可避となつてゐるが、大衆の負担し得る料金には限度があり、零細な資本ではなやかな芸術を生みださなければならぬという現状を見るならば、わが國が世界に誇るべき無形文化財としての能楽をはじめ、伝統的な古典音楽、舞踊や、一般大衆が熱望している現代音楽、舞踊等の生産の姿が、このような窮状に放置されていることはまことになげかわしいことである。

諸外国では、入場税率は年々減少し、最近撤廃した国も数多くあり、フランス、イタリー、イギリス等では、再生産のできない芸術には積極的に助成金を支出して保護育成につとめているにひきかえ、わが国では最高二十一パーセントにのぼるか酷い入場税が課せられており、まして遊興飲食税が減税されていることを考えるとき、当然音楽、舞踊の入場税は撤廃せらるべきものと信ずるから、本税の撤廃について理解ある措置を講ぜられたいとの請願。

第一七九二号 昭和三十七年二月二十四日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 須藤 五郎君
名前：名古屋市南区滝春町二 西野賀郎外三百五十一
名前：西野賀郎外三百五十一
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

第一七九三号 昭和三十七年二月二十四日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 岩間 正男君
名前：字小郡 黒川京子外千九十九名
名前：黒川京子外千九十九名
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

第一七九四号 昭和三十七年二月二十四日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 野坂 参三君
名前：福岡県三井郡小郡町大字小郡 黒川京子外千九十九名
名前：黒川京子外千九十九名
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

第一九〇九号 昭和三十七年三月一日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 須藤 五郎君
名前：吉井亮外九百十八名
名前：吉井亮外九百十八名
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

第一九一〇九号 昭和三十七年三月一日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 野坂 参三君
名前：福岡市浜田町一ノ七
名前：福岡市浜田町一ノ七
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願

請願者 宮崎県日南市戸高一里 松 境節子外五百十九里

どぶろく密造対策に関する請願
請願者 福島県会津若松市上大和町七・新城猪之吉

料商業協同組合理事長 鈴木清外一名
紹介議員 安井 謙君
紹介議員 和町七・新城猪之吉
紹介議員 石原幹市郎君
紹介議員 石原幹市郎君
紹介議員 和町七・新城猪之吉

国際航空路における船舶又は航空機の運航の事業（以下「国際運輸業」という。）を営むものの当該事業に係る所得で外国において生じたもの（外国の法令によりその国において生じたものとされるもの）を含む。以下同じ。）について当該國税庁の發表によると、どぶろく密造に消費される米は年間九十八万石となつて、これは表面的であつて實際は百三四十万石を下らないと思う。これが防止対策として現在は单なる違反取締り強化の方法しか講じられないが、厳罰だけはどうい密造を防ぐことはできない実情である。これが方策として米酒交換策の採用を二十年にわたつて請願しているが、いまだに実現をみないことは遺憾である。米酒交換策とは、すなわち酒税一升の相当額百五十四円と米一升で清酒二級一升との交換である。これによれば農家の供米の米を一升百十円とみればこれに加えるに百五十四円計二百六十円で二級酒一升を得ることとなる。これまず秋田県をテストケースとして特例を設け、初年度として農家用米二千五百石をもつて実施せられたい。但し秋田県は特例として一戸制限五斗以内とせらざる。このように米酒交換、取締強化と今回の減税による酒税安定の三条件をそろえて始めて密造防止の完璧を期すことができるから、すみやかにこれが実現について善処せられたいと請願。

第一九一一号 昭和三十七年三月一日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 野坂 参三君
名前：吉井亮外九百十八名
名前：吉井亮外九百十八名
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

第一九二号 昭和三十七年三月一日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 野坂 参三君
名前：吉井亮外九百十八名
名前：吉井亮外九百十八名
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

料商業協同組合理事

長 鈴木清外一名
紹介議員 安井 謙君
紹介議員 和町七・新城猪之吉
紹介議員 石原幹市郎君
紹介議員 石原幹市郎君
紹介議員 和町七・新城猪之吉

国際航空路における船舶又は航空機の運航の事業（以下「国際運輸業」という。）を営むものの当該事業に係る所得で外国において生じたもの（外国の法令によりその国において生じたものとされるもの）を含む。以下同じ。）について当該國税庁の發表によると、どぶろく密造に消費される米は年間九十八万石となつて、これは表面的であつて實際は百三四十万石を下らないと思う。これが防止対策として現在は单なる違反取締り強化の方法しか講じられないが、厳罰だけはどうい密造を防ぐことはできない実情である。これが方策として米酒交換策の採用を二十年にわたつて請願しているが、いまだに実現をみないことは遺憾である。米酒交換策とは、すなわち酒税一升の相当額百五十四円と米一升で清酒二級一升との交換である。これによれば農家の供米の米を一升百十円とみればこれに加えるに百五十四円計二百六十円で二級酒一升を得ることとなる。これまず秋田県をテストケースとして特例を設け、初年度として農家用米二千五百石をもつて実施せられたい。但し秋田県は特例として一戸制限五斗以内とせらざる。このように米酒交換、取締強化と今回の減税による酒税安定の三条件をそろえて始めて密造防止の完璧を期すことができるから、すみやかにこれが実現について善処せられたいと請願。

第一九三号 昭和三十七年三月一日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
紹介議員 野坂 参三君
名前：吉井亮外九百十八名
名前：吉井亮外九百十八名
この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

料商業協同組合理事

長 鈴木清外一名
紹介議員 安井 謙君
紹介議員 和町七・新城猪之吉
紹介議員 石原幹市郎君
紹介議員 石原幹市郎君
紹介議員 和町七・新城猪之吉

以下同じ。）に相当する税を課され

ない場合には、都道府県又は市町村は、当該外国（政令で指定するものに限る。）の居住者たる個人又は法人で国際運輸業を営むものの当該事業に係る所得で地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に源泉があるものに對しては、その道府県民税、事業税又は市町村民税に相当する税を課されない条件に応じて、道府県民税、事業税又は市町村民税を課することができない。

（政令への委任）

第三条 前二条に規定するもののはか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の外国船舶の所得税等免除に関する法律（以下「旧法」という。）により所得税又は法人税及び事業税の免除を受けることができた所得で、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律を適用するものとした場合にこれらの税を課されることとなるものについては、旧法の規定は、各関係国につき、政令で定める日までは、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。